

令和8年（2026年）2月19日

令和7年度（2025年度）
熊本県青少年問題協議会
資 料

熊本県環境生活部県民生活局
くらしの安全推進課

有害図書等の指定について

熊本県少年保護育成条例第9条の規定に基づき、以下の図書を有害図書等として指定することについて同条例第20条第1項の規定により意見を求める。

【意見を求める図書】

- 1 実話ナックルズ 2026年2月号
(発行所：株式会社大洋図書)
- 2 d r a p 2026年2月号
(発行所：株式会社コアマガジン)
- 3 恋愛白書パステル 2026年3月号
(発行所：株式会社宙出版)

【参考】

(熊本県少年保護育成条例(抜粋))

(有害図書等の販売等の禁止)

第9条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を少年に有害なものとして指定することができる。

(業者等の自主規制)

第6条第1項 省略

- (1) 著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、熊本県青少年問題協議会(次項において「協議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 省略
- (2) 第7条第1項、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定による指定をしようとするとき。

有害図書等の個別指定について(チャート)

熊本県少年保護育成条例

第9条第1項
知事は、図書等の内容の全部又は一部が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を少年に有害なものとして指定することができる。

第6条第1項各号とは

1号

2号

3号

著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

認定基準

認定基準

認定基準なし

「著しく性的感情を刺激するもの」

- 1 男女の肉体の全部若しくは一部を露骨に表現し、性的しゆうち又は卑わいな感じを与えるもの
- 2 性行為、変態性欲に基づく行為若しくはわいせつな行為を露骨に表現し、又は容易に連想させるもの
- 3 せりふ、説明若しくは口上又は歌曲類が、著しく卑わいな感じを与えるもの
- 4 医学的、民俗学的その他学術的な内容であっても、性に関する描写若しくは表現が少年に対し卑わい又はせん情的な感じを与えるもの
- 5 その他素材、描写又は表現が、前記各号と同程度に卑わいな感じを与えるもの

「著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの」

- 1 社会道徳や法律に反する暴力を容認し、かつ、賛美するような描写をしたもの
- 2 殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為を、模倣可能なように詳細かつ刺激的に描写したもの
- 3 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面や拷問、私刑、虐待等殺傷による肉体的苦痛又は言語等による精神的苦痛を刺激的に表現し、若しくは描写しているもの
- 4 その他素材、描写又は表現が、前記各号と同程度に著しく粗暴性、残虐性を助長するもの

熊本県少年保護育成条例に基づく推奨及び指定に関する認定基準

有害図書に該当すると認める理由

1 実話ナックルズ 2026年2月号

飲酒を強要する場面や、切断され血が滴る生首を抱えた人物の描写が掲載されている。

よって、条例第6条第1項第2号（著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの）に該当するものと認められる。

また、乳房を露わにした女性の写真とともに、著しく卑猥な感じを与えるせりふが記載された記事が掲載されている。

よって、条例第6条第1項第1号（著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの）に該当するものと認められる。

2 drap 2026年2月号

男性同士の恋愛をテーマにした複数のタイトルが掲載された漫画雑誌であるが、男性同士の肛門性交等の場面の描写が掲載されている。

よって、条例第6条第1項第1号（著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの）に該当するものと認められる。

3 恋愛白書パステル 2026年3月号

恋愛をテーマにした複数のタイトルが掲載された漫画雑誌であるが、性交等の場面の描写が掲載されている。

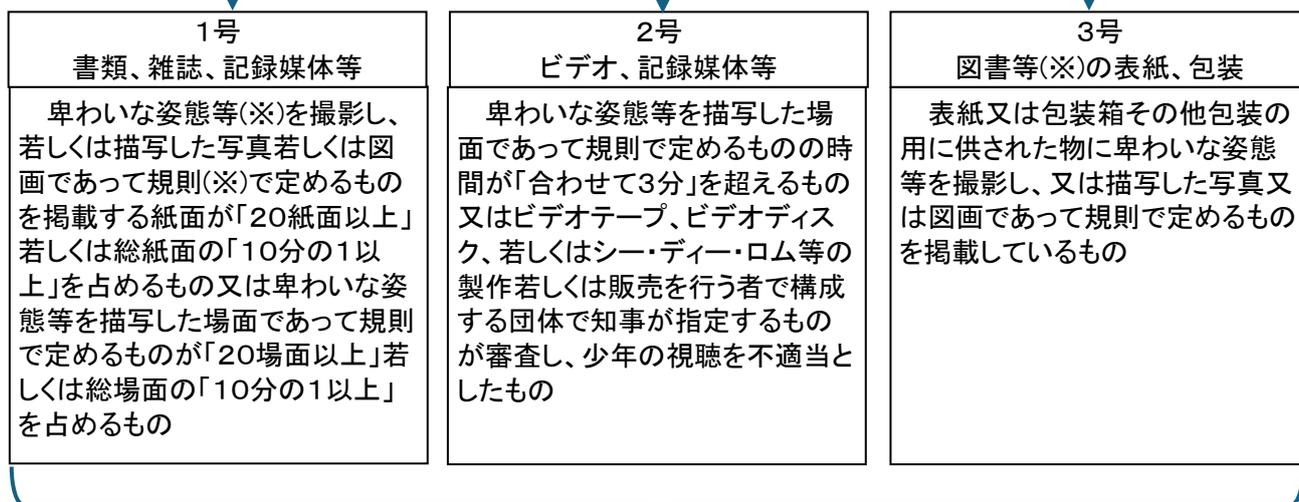
よって、条例第6条第1項第1号（著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの）に該当するものと認められる。

有害図書等の包括指定について(チャート)

第9条第3項

次の各号のいずれかに該当する図書等は、少年に有害な図書等と指定されたものとみなす。

「次の各号のいずれか」とは



認定方法

【少年保護育成条例施行規則】第4条の2

条例第9条第3項各号に規定する卑わいな姿態等を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画及びその紙面数又は描写した場面及びその場面数若しくは時間の認定に当たっては、環境生活部の少年育成事務を担当する2人以上の職員が、視覚を通じて直接又はテレビ画面等に映し出される映像を観察する方法により確認し、又は測定することにより行うものとする。

※ 図書等

書籍、雑誌、文書、図画、写真、映画フィルム若しくはスライドフィルム又は録音盤、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体をいう。

※ 卑わいな姿態等

全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為をいう。

※ 規則で定めるもの

下記のいずれかに該当するものを撮影し、又は描写した写真、図画又は場面をいう。

① 全裸又は半裸での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 陰部又は女性のでん部若しくは乳房を露出した姿態
- イ 自慰の姿態
- ウ 陰部、でん部又は乳房への愛ぶの姿態
- エ 排せつの姿態
- オ 緊縛の姿態

② 性交

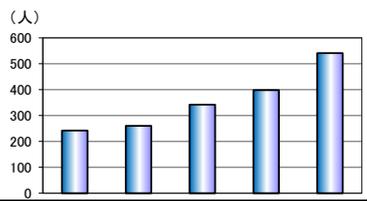
③ 性交に類する行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交を連想させる行為
- イ 強かん行為
- ウ 変態性欲に基づく性的な行為

件名 少年非行概況(令和7年中) 熊本県警察本部生活安全企画課

1 刑法犯少年の検挙・補導状況

(1) 年別推移



区分\年次	R3	R4	R5	R6	R7
刑法犯少年	242	260	342	398	541

区分\年次	R3	R4	R5	R6	R7
全刑法犯に占める少年の割合	10.2	11.6	13.9	15.0	18.1

年次\区分	刑法犯総検挙人員	刑法犯少年			刑法犯少年の占める割合
		犯罪少年	触法少年		
令和7年	2,982 (600)	541 (85)	411 (47)	130 (38)	18.1
令和6年	2,659 (561)	398 (66)	286 (51)	112 (15)	15.0
増減数	323 (39)	143 (19)	125 (-4)	18 (23)	3.1
増減率	12.1 (7.0)	35.9 (28.8)	43.7 (-7.8)	16.1 (153.3)	

() は、女子で内数を表す。

<初発型非行>

年次\区分	総数	初発型非行				占有割合
		万引き	自転車盗	オートバイ盗	占有割合	
令和7年	252	148	54	45	5	
令和6年	186	123	35	18	10	
増減数	66	25	19	27	-5	
増減率	35.5	20.3	54.3	150.0	-50.0	

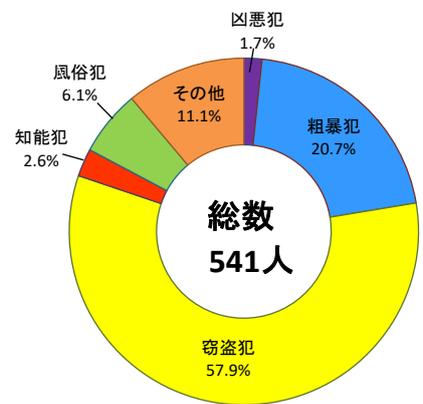
【特徴点】

- 検挙人員は541人で、前年比143人(35.9%)増加
 - ・ 犯罪少年は411人で、前年比125人(43.7%)増加
 - ・ 触法少年は130人で、前年比18人(16.1%)増加
 - ・ 女子は85人で、前年比19人(28.8%)増加
- 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は18.1%で前年比3.1ポイント増加
- 初発型非行は252人で全体の46.6%を占めており、前年比0.1ポイント減少

【主な検挙事例】

- ・ 有職少年による詐欺事件(3月・宇城)
- ・ 有職少年らによる強盗致傷事件(4月・中央)
- ・ 高校生による詐欺事件(4月・八代)
- ・ 有職少年による詐欺事件(4月・人吉)
- ・ 無職少年による麻薬等取締法違反(大麻施用)事件(4月・東)
- ・ 無職少年による窃盗(自動車盗)事件(5月・八代)
- ・ 高校生による不同意性交渉事件(6月・中央)
- ・ 中学生による麻薬等取締法違反事件(7月・御船)
- ・ 有職少年による建造物侵入、窃盗事件(9月・荒尾)
- ・ 高校生による覚醒剤取締法違反事件(9月・南)
- ・ 有職少年による暴行事件(10月・上天草)
- ・ 中学生による建造物損壊事件(11月・北合志)
- ・ 高校生らによる建造物侵入、窃盗事件(11月・東)
- ・ 有職少年による窃盗事件(12月・宇城、上天草)

(2) 罪種別



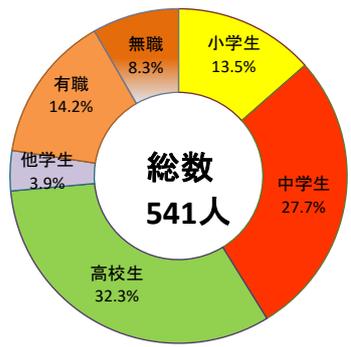
<罪種別>

年次\区分	総数	罪種別					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
令和7年	541	9	112	313	14	33	60
令和6年	398	14	70	212	14	30	58
増減数	143	-5	42	101	0	3	2
増減率	35.9	-35.7	60.0	47.6	0.0	10.0	3.4

【特徴点】

- 窃盗犯は313人で、前年比101人(47.6%)増加
 - ・ 万引き 148人
 - ・ オートバイ盗 45人
 - ・ 色情ねらい 5人
 - ・ 置引き 8人
 - ・ 自転車盗 54人
 - ・ 車上ねらい 5人
 - ・ 職場ねらい 1人
 - ・ その他 47人
- 粗暴犯は112人で、前年比42人(60.0%)増加
 - ・ 傷害 56人
 - ・ 恐喝 17人
 - ・ 強要 1人
 - ・ 暴行 36人
 - ・ 脅迫 2人

(3) 学職別



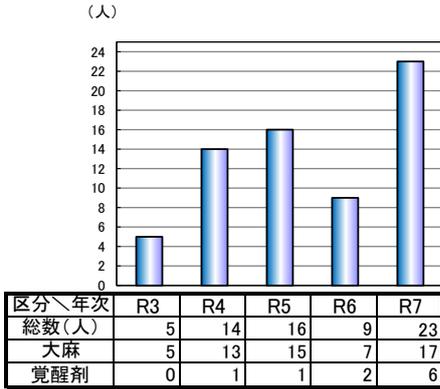
<学職別>

年次\区分	総数	学職別						
		未就学	小学生	中学生	高校生	他学生	有職	無職
令和7年	541	0	73	150	175	21	77	45
令和6年	398	1	59	126	108	13	54	37
増減数	143	-1	14	24	67	8	23	8
増減率	35.9	-	23.7	19.0	62.0	61.5	42.6	21.6

【特徴点】

- 中学生は150人で、前年比24人(19.0%)増加
- 高校生は175人で、前年比67人(62.0%)増加
- 中学生と高校生で全体の60.1%を占める
- 小学生は73人で、前年比14人(23.7%)増加

2 薬物乱用少年の検挙状況

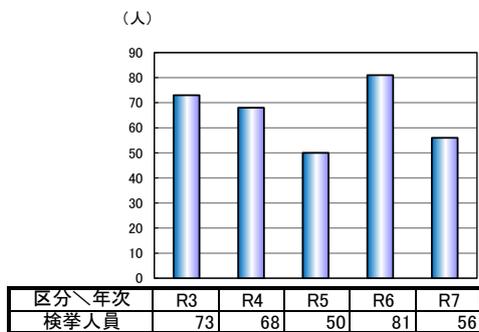


※大麻には、麻薬等特例法、麻薬等取締法で検挙した大麻事犯を含む。

【特徴点】

- 麻薬等取締法違反が17人(有職・男子4人、高校生・男子2人、女子1人、中学生・男子1人、無職・男子7人、女子2人)
- 覚醒剤取締法違反が6人(有職・男子3人、女子1人、高校生・男子1人、女子1人)

3 福祉犯の検挙状況



【特徴点】

- 検挙人員は56人で、前年比-25人(-30.9%)減少
- 主な違反形態は、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が16人、少年保護育成条例違反が16人、性的姿態撮影等処罰法違反が20人、二十歳未満喫煙禁止法違反が1人
- 児童ポルノ事犯の検挙人員は14人で、前年比-6人(-30.0%)減少
- 被害少年は85人で、前年比-9人(-9.6%)減少

【主な検挙事例】

- ・ 有職少年被害の風営適正化法違反(年少者使用)事件(1月・水俣)
- ・ 高校生被害の児童買春・児童ポルノ法違反(姿態を撮らせ)及び育成条例違反(みだらな性行為)事件(4月・中央)
- ・ 高校生被害の育成条例違反(みだらな性行為)(4月・北合志)
- ・ 小学生被害の児童買春・児童ポルノ法違反(姿態をとらせ)及び16未満者に対する性的姿態撮影等処罰法違反事件(5月・御船)
- ・ 中学生被害の性的姿態撮影等処罰法違反及び児童買春・児童ポルノ法違反(ひそかに撮影)事件(6月・北合志)
- ・ 高校生被害の児童福祉法違反(淫行させる行為)事件(8月・北合志)
- ・ 高校生被害の児童買春・児童ポルノ法違反(姿態をとらせ)事件(10月・中央)

4 不良行為少年の補導状況

〈学職別〉

年次\区分	総数 (人)							
		未就学	小学生	中学生	高校生	他学生	有職	無職
令和7年	1,067 (220)	0 (0)	13 (4)	250 (73)	374 (75)	44 (6)	227 (27)	159 (35)
令和6年	1,023 (222)	0 (0)	16 (6)	184 (56)	402 (108)	45 (6)	180 (20)	196 (26)
増減数	44 (-2)	0 (0)	-3 (-2)	66 (17)	-28 (-33)	-1 (0)	47 (7)	-37 (9)
増減率	4.3 (-0.9)	-	-18.8 (-33.3)	35.9 (30.4)	-7.0 (-30.6)	-2.2 (0.0)	26.1 (35.0)	-18.9 (34.6)

【特徴点】

- 補導人員は1067人で、前年比44人(4.3%)増加
- 学職別では「高校生」が374人で最も多く、全体の35.1%を占める
- 行為別では「深夜はいかい」が584人で最も多く、全体の54.7%を占める
- 男女比は男子847人(79.4%)で、女子は220人(20.6%)

〈行為別(主な行為)〉

年次\区分	総数 (人)							
		深夜はいかい	喫煙	飲酒	急学	家出	粗暴行為	その他
令和7年	1,067 (220)	584 (144)	374 (46)	46 (9)	17 (7)	15 (8)	6 (0)	25 (6)
令和6年	1,023 (222)	481 (133)	411 (42)	56 (23)	20 (4)	10 (9)	11 (0)	34 (11)
増減数	44 (-2)	103 (11)	-37 (4)	-10 (-14)	-3 (3)	5 (-1)	-5 (0)	-9 (-5)
増減率	4.3 (-0.9)	21.4 (8.3)	-9.0 (9.5)	-17.9 (-60.9)	-15.0 (75.0)	50.0 (-11.1)	-45.5 (-)	-26.5 (-45.5)

() は、女子で内数を表す。

熊本県少年保護育成条例にかかる取組について

令和７年度は、青少年を取り巻く社会環境の浄化を推進するため、熊本県少年保護育成条例が規制する事業所等に対し、立入調査等を実施するなどし、条例の遵守状況等を確認した。

１ カラオケ店（深夜の立入規制等の状況）

（１）立入調査店舗

８店舗（熊本市中心部）

（２）違反等

深夜における少年の立入を禁止する旨の掲示のない店舗が１店舗

（３）実態

調査した全店舗で、条例における少年の立入制限は把握されており、受付時の年齢確認、夜間帯使用の帰宅指導の声かけなども徹底していた。

※ 県内のカラオケ店５１店舗が、「熊本県カラオケスタジオ協会」に加盟しており、立入禁止の掲示については、店舗と協会の連名で掲示されていた。

２ 書店（有害図書の区分陳列等の状況）

（１）立入調査店舗数

１５店舗（県内各所）

（２）違反等

少年の購入を禁止する旨の掲示のない店舗が１店舗

（３）実態

成人図書を扱う店舗が３店舗、多くの店舗が成人図書の扱いなし。

全ての店舗で、成人図書に関わらず、個包装やテープ止め等の措置がなされていたが、雑誌類に対しては、同様の措置がなされていない店舗が散見された。

店舗での陳列については、入荷した図書を、ジャンル別に自店舗の陳列棚に陳列している状況であり、個別に図書の内容を確認する作業はしていない。

※ 県内の書店４３店舗が、「熊本県書店商業組合」に加盟し、有害図書等に関する情報共有がなされており、全国的なフランチャイズ店舗では全国での有害図書等に関する情報が共有されていた。

３ コンビニエンスストア（有害図書の区分陳列等の状況）

（１）立入調査店舗数

１０店舗（県内各所）

（２）違反等

該当なし

（３）実態

コンビニエンスストアについては、成人図書は取扱っていないかった。

※ 日本フランチャイズチェーン協会が、地域防犯や青少年環境の健全化等に取り組んでおり、近年、成人向けの図書を取扱わない措置をとっているほか、店舗での図書類の取扱い自体が縮小傾向にある。

4 図書等の自動販売機設置事業者（届出内容、自動販売機内の収納状況）

(1) 立入調査場所数

5か所（県内各所）

(2) 違反等

収納禁止違反と認められる事業者が、2事業者

廃止届出書の未提出事業者が、1事業者

(3) 実態

図書等の自動販売機については、設置に対し届出制をとっており、県内では、3つの事業者が熊本県内各地に12か所35台を設置している。

本年度、それぞれの事業者が設置を届け出ている場所について、立入調査した結果、2つの事業者が設置している一部の自動販売機に、成人向け図書や成人向けDVD等が収納されていた。

また、1か所については、自動販売機は設置されていたものの収納物がなく、販売を停止しているものと認められた。

そこで、3事業者を個別に呼び出し、収納違反が認められた2事業者に対しては、指導し、是正を求めた。

また、販売を停止している自動販売機の設置事業者については、今後販売予定はないとのことであったため、廃止届出の提出を求め、上記状況となった。

熊本県少年保護育成条例に基づく事業者等に対する主な規制について

1 興行者等への規制

深夜興行等への立入禁止等（条例第8条）

- (1) 興行者等は、深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間）に、営業所等に少年を立ち入らせてはならない。

※ 興行者等

① 興行者

映画、演劇、演芸、見せ物、紙芝居等を公衆に観覧させる事業者

② 設備を設けて客に遊技又はスポーツを行わせる営業を営む者

ゲームセンター（風営法に定めるものを除く）、ボウリング場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、カラオケボックス等

③ 個室又は他から容易に見通すことのできない区画において、客に図書等の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業を営む者

漫画喫茶、インターネットカフェ等

- (2) 興行者等は、当該興行又は営業の場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

※ 規則の定め

縦1メートル、横40センチメートルの大きさ

「熊本県少年保護育成条例により、午後11時から翌日午前5時までの間は、18歳未満の方の立入りをお断りいたします。」と記載

(3) 罰則

深夜に少年を立ち入らせた場合：20万円以下の罰金または科料

定められた掲示をしなかった場合：10万円以下の罰金または科料

2 図書類の販売者への規制

(1) 有害図書等の販売の禁止（条例第9条）

図書等の販売等を業とする者は、少年に対し、少年に有害な図書等として個別指定又は包括指定された図書等の販売等をしてはならない。

(2) 有害図書等の陳列方法等（条例第9条の2）

図書等の販売事業者は、有害図書等を陳列するときは、次に掲げる区分陳列（①及び②の措置）をしなければならない。

① 成人向けコーナーを設けるなどにより、有害図書等を他の図書等と区分して

店内の容易に監視できる場所に置き、かつ、有害図書等を少年の目に触れさせない措置

※ 目に触れさせない措置

- 壁、カーテンその他少年を有害図書等のコーナーへ自由に出入りできなくす

るための物で仕切る方法

- 有害図書等を、概ね150cm以上の高さに陳列する方法
- 有害図書等を、1冊ごとにビニールにより包装して陳列する方法
- 背表紙のみが客に見えるように陳列する方法
- その他有害図書等を、少年の目に触れさせない方法

② 少年の購入及び借受けを禁ずる旨を有害図書等を陳列する場所に掲示する措置

※ 規則の定め

縦1メートル、横40センチメートルの大きさ

「熊本県少年保護育成条例により、18歳未満の方の購入又は借受けをお断りいたします。」と記載

(3) 罰則

事業者が少年に有害図書等を販売した場合：20万円以下の罰金又は科料

※ 区分陳列に違反した業者には、陳列場所の変更又は陳列方法の改善の勧告をすることができ、勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

3 自動販売機による販売者への規制

(1) 自動販売機による図書等の販売の届出等（条例第12条の2）

図書等を自動販売機により販売しようとする者は、知事に届け出なければならない。届出事項に変更又は販売を廃止したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(2) 自動販売機への収納禁止等（条例第12条の3）

自動販売機に有害図書等又は有害がん具類等を収納してはならない。

※ 有害がん具類

性的興味をそそることを目的として、性行為又は性器を題材として製作されたがん具類等

(3) 罰則

届出をしなかった場合：20万円以下の罰金又は科料

有害図書等又は有害がん具類等を収納した場合：20万円以下の罰金又は科料

インターネット利用環境整備庁内推進会議各機関の取組（令和7年度）

実施時期	施策名又は事業名	内容
1 令和7年5月～翌年3月	情報安全出前講座	【教育政策課】 ・令和7年5月から令和8年3月の期間、申請のあった団体に対して、「情報安全出前講座」（県立・市町村立学校の教職員及び保護者等を対象とした、スマートフォンや学習用端末等の安全利用に関する講話）を実施。 11月末時点で、24団体（受講者総数：2,377人）が受講。 ・「情報安全出前講座」の講師となる情報安全ファシリテータ（県指導主事・社会教育主事）の育成を図るため、5月に講習会を開催。
2 令和8年1～3月	「春のあんしんネット・新学期一斉行動」における情報モラル教育講話	【教育政策課】 総務省九州総合通信局の依頼により、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、下記内容で情報モラル教育に関する講話を実施。 時期：県内公立中学校の入学説明会時 対象：中学校新入生保護者 内容：スマートフォンや学習用端末等の安全利用について
3 通年 (4月・7月通知)	生徒指導支援事業	【学校安全・安心推進課】 ・連休前や、長期休業前に県内の小中高特別支援学校に対して、長期休業中の生徒指導に関する文書を通知。その中に、スマートフォンやSNS、インターネットの適切な利用について記載した指導事項を設定。
4 通年	「親の学び」推進事業	【社会教育課】 ・各世代別（乳幼児期、小学生期、中高生期、次世代（中高生対象））に作成した情報安全に関する「くまもと『親の学び』プログラム」を活用し、「インターネット等の適切な利用」や「家庭におけるルール作り」等を促した。 ・保護者がデジタル機器の適切な使い方について考えるために作成した映像資料「『親の学び』オンデマンド講座」（DVDやYouTube配信）を活用し、「家庭のルール作り」や「ペアレンタルコントロール」等について啓発。 ≪YouTube延べ視聴回数：「デジタル機器編」（6,054回）、「スマホ編」（3,299回）※ともにR7.12.1時点≫ ・啓発チラシ「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を小中学校や就学前施設等へ送付し、啓発を推進。 ≪R7年度チラシ送付枚数：17,443枚※R7.12.1時点≫
5 8月	フィルタリング普及啓発グッズ作成・配布	【くらしの安全推進課】 ・少年の携帯電話の安全利用等を目的に、フィルタリングの普及促進等について記載したクリアファイルを、県内の家電量販店を含む携帯電話販売店に対して配布し、携帯電話契約時の活用を依頼。
6 令和8年1～3月	「家庭の日」あったか家族コンクールの開催	【くらしの安全推進課】 「家庭の日」あったか家族コンクールの中で、県内の小中学生を対象に「インターネットを安全に使うための家族のルール【私たちの1か条】」部門の募集・表彰を実施
7 通年	児童生徒、保護者等に対する啓発活動	【県警生活安全企画課】 ・各小学校、中学校、高等学校等の児童生徒、保護者等を対象に、インターネットに起因する子どもの非行・被害防止を目的とした講話を実施（11月末現在、255回）。 ・インターネット利用に関する啓発小冊子「スマホに弱い大人の教科書」の作成、配布、ホームページへの掲載のほか、地元紙への記事掲載、街頭ビジョン放映、関係機関と連携した各種キャンペーン開催等を通して、インターネットに起因する子どもの非行・被害防止に関する広報啓発活動を推進。
8 通年	福祉犯の取締り	【県警生活安全企画課】 ・インターネットを利用した児童買春事件等の福祉犯の取締りを推進。
9 通年	熊本県私立学校経常費補助金（特別教育活動等割（情報モラル教育））	【私学振興課】 ・通常カリキュラム外で、生徒が情報社会において身につけておくべき考え方や態度を高める教育活動を実施した場合に経常費補助金を加算して交付。（令和7年12月末まで、21校中12校が実施）
<p>本年度の「私たちの1か条」作品</p> <p>○ 最優秀作品 水上村立水上学園9年生 「㊦ 液晶画面より ㊧ 家族の眼を見て ㊨ お互いの1日について会話しよう」</p> <p>○ 優秀作品 相良村立相良南小学校6年生 「大切にしよう！ 画面での会話より 家族との会話」 水上村立水上学園7年生 「考えよう！ 今の自分の 優先順位」 芦北町立佐敷中学校1年生 「家族で楽しむ ノーメディアデー」</p>		